土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録した者及び登録を取消した者を次のとおり公告する。

平成26年11月12日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登録〉登録日・登録番号・氏名

平成26年10月1日付

埼玉2568　新井　孝司　　静岡1760　藤浪　一史
広島1857　六箱　将隆　　福岡2260　河野　誠
長崎 784　松尾　剛

平成26年10月10日付

神奈川2988椿　健太郎　　神奈川2989田尾　温人
埼玉2569　佐藤　秀哉　　京都 870　石田　和史
愛知2863　鈴木　孝志　　岐阜1257　髙田　憲
福岡2261　中村良太朗

平成26年10月20日付

東京7865　武田　良彦　　東京7866　成本　孝
群馬1030　小林美樹夫　　岩手1146　北澤　利光

〈登録の取消し〉登録取消日・登録番号・氏名

平成26年8月25日付　宮城 853　永井　文夫
平成26年9月4日付　愛知2402　大久保寿則
平成26年9月12日付　青森 681　堀　正八
平成26年9月26日付　神奈川2931松本　龍平

平成26年10月1日付

東京5034　大田和　勝　　神奈川1502石井　武人
神奈川2981島村　正明　　埼玉1048　黒須　信義
栃木 601海老原富士枝　　新潟1718　黒井　克脩
大阪1505　藤原眞一郎　　大阪2406　長谷川邦弘
大阪2969　佐藤　秀樹　　愛知1997　黒部　大輝
愛媛 830　竹内　和生

平成26年10月10日付

東京5764　北村　良久　　埼玉2443　新井　大輔
千葉1079　中村　博愛　　千葉1268　鹿野　勇一
千葉2049　笹川　悟　　栃木 645　田崎　豊
栃木 822　稲見　祐一　　静岡1001　久保山勝行
静岡1205　立川　保夫　　静岡1395　淺田　方生
長野1923　三澤　隆男　　長野2106　久保田勝芳
長野2324　田中隆一郎　　新潟1810　遠藤　敏夫
新潟1903　伊藤　雅美　　大阪2367　脊戸　達也
大阪3112　黒田　郷至　　兵庫1314　藤原　忠夫
兵庫2063　稗田　勲　　兵庫2221　生月　和晴
愛知2687　中野　允　　三重 241　阪井　和子
岐阜1120　廣瀬　渡　　広島1294　中川　盛昭
広島1330　平木　直治　　広島1685　出口　等
広島1816　福吉美穂代　　山口 916　白倉　重喜
岡山1295　前田　曜也　　福岡1429　近藤恭一郎
福岡2144　髙山　和行　　福岡2147　浅田　徹
佐賀 458　可児　隆　　宮崎 533　猪野　一博
沖縄 125　上原　信一　　宮城 766　小齋　忠男
岩手 923　小田島　健　　札幌 803　佐藤　春光
札幌 820　安井　裕之　　札幌 889　田谷フサイ

平成26年10月20日付

長野1847　望月　勝利　　兵庫1674　釜江　勇
山口 656　大田謙一郎　　山口 795　吉田　多里
大分 224　本田　幸雄

懲戒の処分公告

奈良弁護士会が平成25年11月6日付けでなし、平成25年11月7日に効力を生じた対象弁護士に対する戒告の懲戒処分について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記処分を変更して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第6号の規定により公告する。

記

1　処分を受けた弁護士
　氏　　名　村嶋　修三
　登録番号　13949
　事 務 所　奈良県奈良市内侍原町6
　　奈良県林業会館2階22
　　村嶋法律事務所
2　処分の内容　業務停止1月
3　処分が効力を生じた年月日
　平成26年10月21日

平成26年10月21日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　福島県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　廣田　次男
　登録番号　16825
　事 務 所　福島県いわき市平字八幡小路66―9　広田次男法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年10月14日

平成26年10月27日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　本河　一郎
　登録番号　25316
　事 務 所　東京都港区赤坂9―1―7
　　赤坂レジデンシャルホテル611
　　本河法律事務所
3　処分の内容　業務停止1月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年10月17日

平成26年10月27日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　福島県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　石川　博之
　登録番号　12367
　事 務 所　福島県郡山市堂前町10―12
　　石川博之法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成26年10月18日

平成26年10月27日　日本弁護士連合会

公示送達

本村佳己氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第3項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成26年11月12日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会平成26年綱第1031号～第1032号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

平成26年11月12日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

平成26年11月12日　宮崎県教育委員会

1　失効した免許状
　氏名　菊池　夏美（旧姓：田原）
　本籍地　宮崎県
(1)　免許状の種類、番号及び授与年月日
　ア　中学校教諭一種免許状
　　免許状番号　平23中一種第757号
　　授与年月日　平成24年3月16日
　　授与権者　福岡県教育委員会
　イ　高等学校教諭一種免許状
　　免許状番号　平23高一種第1329号
　　授与年月日　平成24年3月16日
　　授与権者　福岡県教育委員会
(2)　失効年月日　平成26年9月30日
(3)　失効の事由
　教育職員免許法第10条第1項第2号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、遺体の頭部は白骨化し、上半身は、臓器等はほとんど無く、背中の皮で下半身と繋がっている状態で、両腕は脱落、右足は膝から下が脱落、左足は足首から下が脱落していた

上記の者は、平成26年9月8日、青森県北津軽郡中泊町大字小泊字青岩107番地竜泊温泉青岩荘から北方約1.9キロメートルの海岸で頭部が白骨化した状態で発見されました。遺体は火葬に付し、遺骨は保管しております。心当たりの方は中泊町役場福祉課まで申し出て下さい。

平成26年11月12日

青森県　　中泊町長　小野　俊逸

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、身長約165cmの男性、黒色のディバックを背負っていた

上記の者は、平成26年10月5日岩手県下閉伊郡田野畑村北山129番地10北山崎ビジターセンター南東約300mの滝で死亡しているのが見つかった。死亡時期は平成26年9月下旬頃と推測される。遺体は身元不明のため10月16日火葬に付し、遺骨は田野畑公葬地に埋葬してあります。お心当たりの方は、当村生活環境課までお申し出ください。

平成26年11月12日

岩手県　　田野畑村長　石原　弘